## 鳥取県税条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県税条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、平成20年度から身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の課税免除の制度が見直されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) これまで通知等により定めていた課税免除等を受けるための要件を規則に規定することにより、より県民に分かりやすい制度とする。
- (3) 地方税法の一部が改正され、個人の県民税の算定方法が改められたことに伴い、市町村長が県に提出する個人の県民税に係る様式について、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 自動車税及び自動車取得税の課税免除及び減免(以下「課税免除等」という。)を受けるための要件等を次のとおり定める。

### ア 課税免除等を受けるための要件

対象となる自動車	税目	課税免除又は	規則で規定した内容
		減免の別	
身体障害者等が運転す	自動車税	課税免除	課税免除に係る身体障害者等の範囲
る自動車・身体障害者			課税免除に係る身体障害者等と生計を一にする者
等の生計同一者等が運			の範囲
転する自動車			課税免除に係る身体障害者等を常時介護する者の
			範囲
			課税免除に係る自動車の使途の制限
			課税免除に係る自動車の台数の制限
	自動車取得税	減免	減免に係る身体障害者等の範囲及び身体障害者等
			を常時介護する者の範囲
身体障害者等の利用に	自動車税	課税免除	課税免除に係る自動車の構造変更等の内容
供する構造変更車	自動車取得税	減免	減免に係る自動車の構造変更等の内容
生活路線バス	自動車税	課税免除	課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲
中古商品自動車	自動車税	減免	減免に係る商品中古自動車の販売業者の要件
教育練習用自動車	自動車税	減免	減免に係る教育練習用自動車の範囲

# イ 課税免除等を受けるための手続等

(ア)	課税免除等を受けるための手続	課税免除等の申請の期限、申請書の提出先及び課税免除等を
		受けようとする事由を証する書類並びに申請書の様式について
		定める。
(1)	課税免除等の承認等の決定	総合事務所長は、課税免除申請書等を受理したときは、速や
		かにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞な
		く申請者に対し通知するものとし、当該通知書の様式を定める。
(ウ)	課税免除等の額等	次に掲げる課税免除等の額等について定める。
		a 年の中途に課税免除の事由に該当した場合又は申請期限後
		に申請があった場合の自動車税の課税免除額及び減免額
		b 身体障害者等の利用に供する構造変更車に係る構造の変更
		に要した金額
(工)	課税免除等の取消し等	虚偽の申請により課税免除等の承認を受けた場合その他の課
		税免除等の承認を取り消す場合の措置及び当該取消しに係る通
		知書の様式を定める。

- (2) 個人の県民税の算定方法が改められたことに伴い、個人県民税課税状況報告書を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。